関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート結果(H20年度)

団体・企業等から、規制の廃止・緩和や行政手続の簡素化について、県民の利便性向上、行 政手続の簡素化、地域経済の活性化の観点から貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、「県の条例や規則などによる規制緩和及び手続の簡素化」に関する内容 のため、税制改正、県の施策、県以外の機関等に対する要望、国の法令による規制などについ て回答できない部分がありますのでご了解願います。なお、いただきました県に対する要望等 は、今後の業務の参考とさせていただきます。

1 関係団体

※名称の非公開を希望している団体につきましては、名称を掲載しておりません。

団体・企業等からの意見

○ 認定こども園の事務会計について、幼稚園 回答:子ども家庭課 と保育所の一本化を実現してほしい。

してほしい。

規制等所管課での対応(方針)

現行制度における認定こども園(幼保連携型) は、教育施設と児童福祉施設という性質の異な ○ 認定こども園の園児に対する保育料と補助 る2種類の施設の連携により構成されているた 金について、幼稚園と保育所の統一化を実現 め、補助金等については、それぞれの施設の目 的に応じて異なる法令を基にした助成制度の適 用を受けるとともに、会計処理についても、補 助金等の目的に応じた適正な執行を図る観点か らそれぞれの施設の性質に応じた経理区分によ る整理が必要とされているところです。

> しかしながら、国においては、制度の見直し に向けた検討を始めており、 県といたしまして もご意見を踏まえ、積極的に働きかけを行って まいります。

(社)茨城県産業廃棄物協会

団体・企業等からの意見

○ 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例 回答:廃棄物対策課 (以下, 県廃棄物条例) に基づく, 県外産業 おり、仕事の受注に支障をきたしている。県しります。 の事業を協会が代行するなどして、1週間程 度に短縮できないか。

規制等所管課での対応(方針)

県外産業廃棄物の県内搬入時の事前協議は. 廃棄物の搬入時の事前協議の承認の期間短縮 | 平成19年度に施行された茨城県廃棄物の処理 をお願いしたい。現状では約1.5ヶ月かかって の適正化に関する条例により義務づけられてお

当面の措置として平成21年3月までは受付日 を増やし、承認までの事務手続きの迅速化を図 ります。

4月以降については、この措置による改善状 況を踏まえ,必要に応じて対応してまいります。

- 以下の事業者に対しては、県廃棄物条例に 回答:廃棄物対策課 基づく、事前協議なしで、届出だけにするこ とをお願いしたい。
 - ①産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る 評価基準に適合した業者
 - ②電子マニフェスト採用
 - ③(社)茨城県産業廃棄物協会会員5年以上
 - ③過去に不法投棄,不適正処理等の違法行為 業を進めているところです。 を行っていない。

以上の全てを満足した場合

○ 工業専用地域では、許可申請、変更許可申 回答:廃棄物対策課 請のときの住民説明を必要なしとしてほしい。

県外産業廃棄物の県内搬入時の事前協議につ いては、茨城県廃棄物の適正化に関する条例に 基づく義務となっております。

この協議に係る手続きの在り方については. 平成20年8月に意見提出団体からヒアリング を行い、この結果を踏まえて実施要領の策定作

処理施設を工業専用地域に設置する場合は. 従来から敷地境界から300mの範囲が工業専 用地域で住居等がない場合には、周辺住民に対 する同意取得は不要とする運用をしております。

しかし、処理施設の設置場所が工業専用地域 であっても敷地境界から300mの範囲に住居 等がある場合は、周辺住民の理解を得て紛争の 発生を未然に防止するため、説明会開催や同意 取得は必要とする運用をしておりますので、御 理解・御協力をお願いします。

○ 収集運搬業の許可の場合、都道府県、政令 回答:廃棄物対策課 市で許可を取るのは、特別管理廃棄物も含め は多額の費用がかかるので、それぞれの県、 う広域許可としてほしい。

それぞれの事業者の地域での事業活動を把握 ると200件以上となり、5年毎の変更許可等で「できる都道府県知事等が、それを踏まえた審査 を行い、許可業者の不適正な行為に対しては、 政令市で許可をしたら、全国で利用できるよ 許可権限をもって指導監督できる現行の制度が 妥当なものであると考えております。

> なお、環境省の所管事項でありますことから、 いただきましたご要望につきましては、国に対 し機会を捉えて伝えてまいります。

茨城県老人福祉施設協議会

団体・企業等からの意見 規制等所管課での対応(方針) ○ 施設における文書の保存期間について、従口答:長寿福祉課 来の措置費時代のままであるので考慮願いた モデル定款施行細則について、現在見直しを い。 実施しており、その中で、保存年限の見直しも 行う予定です。

(社) 茨城県薬剤師会

団体・企業等からの意見

○市街化調整区域における薬局の開設について 都市計画法第34条第1項において、市街化調 整区域に建築することができる建築物として. 「公益上必要な建築物」と「日常生活のため必 要な店舗等」が規定されている。

医療法で規定される病院や診療所については. 施行令第29条の5により「公益上必要な建築物」 法第34条第1号に基づき許可する医療施設に とされているが、薬事法で規定される薬局につ いては、日本標準産業分類で「その他の小売業」 に分類されているため、「日常生活のため必要な | 集落内または既存集落と密接な関連がある地域 店舗等」と位置づけられ、「半径500メートル内 の市街化調整区域に住宅が100戸以上あり、当該 舗等」である薬局の立地基準と比較考量する限 既存集落と密接な関連がある地域、又は、調整 区域の50戸以上の住宅が連たんする集落内地域 | る可能性は多分にあるものと考えております。 に限るなどの規制が掛けられている。

近年、病院などの医療機関が、敷地内の確保 の点から郊外の市街化調整区域に移転する例が 増えているが、上記の規定から近隣に薬局を開 設できない事例が出ている。

薬局は、医療法で「医療提供施設」と規定さ れており、薬局が行う調剤は、診療、処方、調 剤という医療の流れの一部である。当然、公益 上必要な建築物として取り扱われるべきと考え られるので、よろしくお願いしたい。

○高度管理医療機器販売業の許可申請手数料に 回答:薬務課 ついて

管理医療機器を販売しているが、販売するため には、薬事法の規定により高度管理医療機器販口規定しております。 売業の許可が必要とされている。その際の申請 手数料は県条例により30,000円とされており、 更新手数料は12,500円と定められている。

薬局においては、広く患者や県民にこれらの一設定に努めてまいります。 機器を供給していきたいと考えているが、申請 手数料があまりにも高額であり、採算がまった く取れないために、許可申請を躊躇しているの が現状である。

これらの機器が身近な薬局から供給されるこ とは、県民にとっても利益のあることだと考え るので、申請手数料の額の設定について、ご配 慮願いたい。

規制等所管課での対応(方針)

回答:建築指導課

都市計画法第34条第1号に規定する「公益 上必要な建築物」につきましては、同法施行令 第29条の5の規定により、一定の学校・社会 福祉施設・医療施設に限られております。

なお、市街化調整区域内において、都市計画 ついては、既存集落内または既存集落と近接す る地域に立地することを要件としており、既存 に立地を認めている「日常生活のため必要な店 り、現行基準においても両者が近隣に立地でき

薬事法の規定に基づく高度管理医療機器販売 薬局では、患者の疾病治療及び予防のために|業許可及び更新許可の手数料については、申請 血糖測定器やピークフローメーターなどの高度 書の受付、書類審査、現地調査等の事務手続き に要する費用を勘案し、茨城県手数料徴収条例

> 当該手数料については、平成20年4月1日付け で更新許可手数料の見直しを行っておりますが、 今後とも事務手続きを精査し、適正な手数料の

(社) 茨城県経営者協会

(社)次城県経宮者協会	
団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応(方針)
企業支援について	
〇 工場等新増設時における法人事業税,不動	回答:税務課
産取得税等の税制に対する減免措置期限の再	平成15年度から実施している産業活動の活
延長	性化及び雇用機会の創出のための県税(法人事
	業税、不動産取得税)の課税免除措置について
	は、対象事業や課税免除の適用要件等である従
	業員の範囲を見直し、平成23年度末まで適用
	期間を延長しております。
〇 工場立地法における生産敷地面積規制およ	回答:事業推進課
び緑地面積規制の大幅な緩和、代替緑地確保	昨年施行された企業立地促進法において、市
分を緑地面積に算入することを認めるなど柔	町村が条例を定めることにより工場立地法の緑
軟な対応の追加検討	地率を緩和することができる特例措置が設けら
	れました。
	具体的には、企業立地促進法に基づく計画を
	市町村等を構成員とする協議会が策定した場合
	に、地域の実態に即した緑地率等の緩和を条例
	で定めることができることとなっています。
	県内では、すでに潮来市及び古河市において
	緑地率等が緩和されております。
	また、代替緑地については敷地面積への算入
	は認められておりませんが、工場等の周辺の区
	域に相当規模の緑地等が整備されている場合に
	は勧告を行わないことができる勘案措置の対象
	とすることができることとなりました。
	この場合における基準については県が定める
	必要があるため、今後検討を進めてガイドライ
	ンを制定する方針です。
	生産施設面積率の緩和については、今年5月
	 に緩和が行われ,従来業種ごとに15%~40%に規
	制されていたものが業種ごとに30%~65%に緩和
	されています。
〇 他の県と比して割高である工業用水価格設	回答:企業局業務課
定に対する柔軟な対応検討、料金の体系とな	工業用水道は、企業局が先行的に施設を建設
っている責任水量制の見直し、従量料金制の	し、企業に対して工業用水を供給しているとこ
導入検討	ろですが、この施設整備に当たっては企業債を
	借り入れて実施しており、その償還については
	料金収入により行われております。
	このため、安定的な事業運営及び工水供給と
	いう観点から、本県では申込水量全量について
	責任をもって引き受けていただくという責任水
	量制により事業を運営しております。この制度
	は全国のほとんどの事業体において採用されて
I	

いる制度であります。

仮に、使用水量に応じて料金を負担する従量 料金制に変更したとしても、本県の場合、使用 水量の多寡に関係のない固定経費(減価償却費. 支払利息等) が料金の大部分を占めており, 実 際の使用水量に応じて負担する費用(動力費) 薬品費等)が少ないことから、現状では従量料 金制は余りメリットがないものと考えておりま す。

しかしながら、企業局としても、現行の料金 制度が最良のものとは考えておりません。今後 は、国や関係団体との連携を密にするとともに、 他の事業体の状況等を見ながら節水対策などの 企業努力が反映されるような料金制度の適用が 可能かどうか検討していきたいと考えておりま す。

行政サービスについて

○ 以下の申請、届出などをはじめとした許認 回答: 行革・分権室(全般的な回答) 可・審査関係業務全般の処理迅速化

より迅速な行政サービスを提供するため、法 令. 条例等に基づく許認可等の手続を点検し. 事務処理期間の短縮を進めております。

①廃棄物処理に関する申請(許認可審査業務)

回答:廃棄物対策課

廃棄物処理に関する申請については. 県民の 生活に密接な関係があることや廃棄物の適正な 処理を確保する観点から、廃棄物の処理及び清 掃に関する法律(廃棄物処理法)又は茨城県廃 棄物の処理の適正化に関する条例(県廃棄物処 理適正化条例)に基づき定められた許可基準に 適合しているどうか慎重に審査を行っていると ころですが、事務処理の効率化等により申請処 理の迅速化に努めてまいります。

②消防法に関する申請(危険物関係,予防関)回答:消防防災課 係. 防火管理関係. 消防用設備関係)

消防法に関する申請は、各市町村消防の事務 でありますので、機会を捉えて市町村に助言し てまいります。

③道路法に関する申請(道路占用、特殊車両 回答:道路維持課 通行許可など)

道路を安全で快適に利用していただくために 通行車両の重量や高さ等が基準を超えた場合に は通行許可申請をお願いしております。申請内 容によっては現地確認などが必要であり、相応 の審査期間を要しているところですが、申請者 に不便をおかけすることのないよう事務処理の 迅速化に努めてまいります。

なお特殊車両通行許可については、平成21

年度から申請窓口の集約を行うこととしており ますが、申請者へのサービス低下となることの ないよう努めてまいります。 ④農地法に関する申請(農地振興地域におけ回答:農政企画課 る農地転用許可) 地域の農業振興を図る観点から、優良農地が 確保できるよう、農地法や農業振興地域の整備 に関する法律等の適切な運用を図っていくとと もに、的確かつ迅速な事務処理に努めてまいり ます。 ⑤建築基準法に関する申請(建築確認申請) 回答:建築指導課 平成19年6月20日の改正建築基準法施行により 建築確認手続きが厳格化され、審査期間につい ても最大で70日間まで延長されることになって います。県としては、確認審査の適正を確保し つつ、手続きの円滑化を図るため、構造計算適 合性判定に係る知事の指定する機関の追加及び 一部指定機関における判定員の増員を行うとと もに、建築確認申請事前審査制度の継続等を行 っているところです。今後とも、事務処理の円 滑化、迅速化に努めてまいります。 ⑥都市計画法に関する申請(許認可審査業務) |回答:都市計画課 事務処理要領を定めて関係各機関に周知する ことにより、事務処理の迅速化を図っています。 なお、同要領において、法第53条に基づく 許可は, 市町村で申請を受理してから17日以 内に申請者へ許可書等を交付することとしてい ます。(法第65条に基づく許可は25日以内) また、まちづくり特例市に対しては許可の権 限を移譲することにより、市において許可がで きるようになっていますので、より迅速な対応 が可能となっています。 回答:建築指導課 都市の無秩序な市街化を防止し、一定の施設 の整備水準を確保する目的で行っている開発許 可に係る事務につきましては、開発審査会の議 を経る必要がある案件等、個々の申請内容に応 じ相応の審査期間を要しております。今後とも 可能な限り事務処理の迅速化に努めてまいりま す。 ⑦各種主任技術者の許認可 回答:行革・分権室 より迅速な行政サービスを提供するため、法 令. 条例等に基づく許認可等の手続を点検し. 事務処理期間の短縮を進めております。県が所 管する資格に関する許認可についても、関係各 課と調整してまいります。

〇 以下の申請、届出などをはじめとした複雑 回答: 行革・分権室(全般的な回答) かつ添付資料の多い申請・手続き書式または 手続き方法の簡素化・見直し

各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上 や手続の簡素化、事業活動の活性化を図るため、 各種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和 ・行政手続の簡素化を進めております。

また、より迅速な行政サービスを提供するた め、法令、条例等に基づく許認可等の手続を点 検し、事務処理期間の短縮を進めております。

①廃棄物処理に関する申請(施設設置・変更 回答:廃棄物対策課 および搬入処分の事前協議)

廃棄物処理に関する申請等については、県民 の生活に密接な関係があること、住民と事業者 との紛争を未然に防止することや、産業廃棄物 の適正な処理を確保する観点から、茨城県廃棄 物の処理の適正化に関する条例(県廃棄物処理 適正化条例)の規定により定めた廃棄物処理施 設の設置等に係る事前審査要領等に基づき、廃 棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理 法)又は県廃棄物処理適正化条例に基づく許可 申請や県外から県内に産業廃棄物を搬入する際 の事前協議を行うこととしております。

事務処理の見直し等により申請処理等の簡素 化に努めてまいります。

②消防法に関する申請(危険物関係,予防関回答:消防防災課 係, 防火管理関係, 消防用設備関係など)

消防法に関する手続きは、政令及び規則によ り添付書類が規定されており、また、市町村消 防の事務でありますので、機会を捉えて市町村 に助言してまいります。

③道路法に関する申請(道路占用など)

回答:道路維持課

申請にかかる添付書類につきましては、道路 の適正な利用を図るための審査に必要な書類と して提出を頂いております。なお、更新申請等 につきましては、新規申請時の書類を活用する などして必要以上の書類を求めないなど手続き の簡素化の徹底に努めているほか、占用許可に 関しましては許可期限満了前に申請書用紙を添 えた通知を行っているところです。

今後とも、可能な限り申請者の負担軽減に努 めてまいります。

○ 以下の申請、届出をはじめとした一つの申 回答: 行革・分権室(全般的な回答) 請書内で同内容の記載事項が重複している(申 化

各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上 請書本体と添付資料)書式の記載内容の一本|や手続の簡素化,事業活動の活性化を図るため, 各種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和 ・行政手続の簡素化を進めており、書式の記載 内容の一本化についても、関係課と調整してま

	いります。
①公共工事に関する申請(入札参加資格審査	回答:監理課
表と添付資料の経営規模等評価結果通知書)	建設業法では、公共工事の入札に参加するた
	めには経営事項審査を受けなければならず、県
	の入札参加資格は、この経営事項審査の結果通
	知書(経営規模等評価結果通知書)を基礎にし
	て審査を行っております。経営事項審査結果は
	データベース化されており、入札参加資格申請
	と経営事項審査のデータを合致させるために必
	要な最低限の情報を入札参加資格審査表に転記
	していただいております。
	実際の入札参加資格の審査においては、審査
	基準日(決算日)や経営事項審査を受けていな
	い業種であるにもかかわらず申請する間違いが
	多いため、申請者の確認の意味を込めて、引き
	続き最低限の情報の転記をお願いしたいと考え
	ております。
〇 以下の申請、届出をはじめとした「いばら	回答:情報政策課(全般的な回答)
き電子申請・届出サービス」における項目の	手続所管課においてオンライン化実施可能の
さらなる追加	判断があれば、「いばらき電子申請・届出サービ
	ス」への追加を行います。
①省エネルギー推進業務状況報告書	回答:環境政策課
(茨城県地球環境保全行動条例)	御意見を踏まえ,平成19年度報告(平成20年6
②省資源推進業務報告書	月提出期限)から「いばらき電子申請・届出サ
(茨城県地球環境保全行動条例)	一ビス」による報告ができるよう措置したとこ
③緑化推進業務報告書	ろであります。
(茨城県地球環境保全行動条例)	
④特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告	
書 	現在、県内四ヶ所の地方総合事務所に届出し
⑤特別管理産業廃棄物処理計画書	ていただいているところですが、各総合事務所
	と協議のうえ、電子化にむけ検討してまいりま -
⑥産業廃棄物処理計画実施状況報告書	す。
少庄未况未物之 在 时回首	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処
	理法) 又は茨城県廃棄物の処理の適正化に関する
	条例(県廃棄物処理適正化条例)に基づく許可申
	請や廃止届出については、県民の生活に密接な
	関係があることや廃棄物の適正な処理を確保す
	る観点から、申請や届出の内容を確認するため
	面談方式により受け付けを行っております。
	軽微な内容の変更に係る届出につきましては、
	電子申請化の可否について検討してまいります。
	条例(県廃棄物処理適正化条例)に基づく許可申請や廃止届出については、県民の生活に密接な関係があることや廃棄物の適正な処理を確保する観点から、申請や届出の内容を確認するため面談方式により受け付けを行っております。 軽微な内容の変更に係る届出につきましては、

〇 以下の申請手続きをはじめとした国、県、 市町村などへ個々に報告・届出・申請義務の 請・提出義務のある手続き関係で、提出先も しくは提出物記載内容の一本化

|回答:行革・分権室(全般的な回答)

各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上 ある手続き、または同一内容にもかかわらず や手続の簡素化、事業活動の活性化を図るため、 複数法律・規制に関わることにより複数の申日を種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和 行政手続の簡素化を進めており、提出物記載 内容等の一本化についても、関係課と調整して まいります。

①省エネ法などに関する報告と茨城県地球環 回答:環境政策課 境保全条例に関する報告(省エネルギー推 進業務状況報告書,省資源推進業務報告書)

省エネルギー推進業務状況報告書については、 御意見を踏まえ、今年度から、「エネルギーの使 用の合理化に関する法律」に基づく定期報告書 の写しの添付で済むよう. 簡素化を図ったとこ ろであります。

また、省資源推進業務状況報告書については、 今後とも、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 や各種リサイクル法に基づく報告との整合性を 整理し、検討してまいります。

②消防法に関する申請(危険物関係,予防関)回答:消防防災課 係, 防火管理関係, 消防用設備関係など全 般)と建築基準法などの他法律

消防法に関する申請は、消防本部が窓口にな り審査を行っていますが、建築基準法による建 築確認は建築物の構造等を確認している事務な ので、県独自での緩和は困難です。

〇 以下の申請、手続きをはじめとした市町村|回答:市町村課(全般的な回答) により相違のある申請書式または記載内容に ついて県の率先した市町村への統一化指導

市町村の事務に係る申請書式につきましては、 事務処理の主体である当該市町村の判断で定め ており、県として申請書式等の統一化の指導は 予定しておりませんが、住民サービスの向上の ため,事務処理の簡素化等について,引き続き市 町村に対し助言してまいります。

①公共工事に関する申請(入札資格参加資格 回答:監理課 申請書. 経営規模等評価結果通知書)

茨城県及び茨城県内の20市町村では、平成 21・22年度の建設工事及び建設コンサルタ ント業務等の入札参加資格の定期受付を、統一 様式により共同で行うこととしました。

〔共同受付を行う市町村〕

水戸市, 石岡市, 龍ケ崎市, 常陸太田市, 高 萩市、笠間市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来 市, 守谷市, 常陸大宮市, 那珂市, 坂東市, 稲敷市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, 小美玉市, 城里町, 東海村

なお、上記以外の市町村については、次回の 平成23・24年度の定期受付の際に参加を呼 びかけたいと考えております。

②廃棄物処理に関する申請(施設関係,処理 回答:廃棄物対策課 計画, 処理実績, 運搬関係など)

市町村の事務に係る申請書式または記載内容 につきましては、事務処理の主体である当該市 町村が、地域の実情を踏まえ、自らの判断で定 めておりますことをご理解願います。

なお、住民サービス向上の観点から、事務処 理の簡素化等について、機会を捉えて市町村に 助言してまいります。

○ 県出先機関の増設および夜間・休日に申請 回答:人事課 手続きが可能な窓口の設置

出先機関の増設や夜間・休日の窓口設置につ きましては、行政サービスの向上効果とそれに 要するコストの増加等について十分な検討が必 要であると考えています。

○ 各市町村役場への県業務窓口の設置

回答:人事課

市町村への権限移譲の拡大も含め、市町村と の更なる連携を図るなかで、県民に身近な市町 村の窓口で各種手続きが行えるよう、検討して 参りたいと考えております。

○ 事務所,工場の所在地ごとに個々実施して 回答:人事課 いる同一内容の申請手続きの受付窓口の一本

県と県内全市町村が共同で運用しているいば らき電子申請・届出サービスの活用や、郵送に よる受付の拡大なども含め、ご要望について十 分参考にして検討して参りたいと考えておりま

○ 申請を伴う法律の改正時に申請書式の変更 回答: 行革・分権室 点を含めた改正ポイントの具体的説明会の開 催などをはじめとした積極的な支援

県民サービスの向上を図る観点から、関係各 課に対し、説明会の積極的な実施を働きかけて まいります。

各地域特有の要望について

○ 霞ヶ浦流域では各企業は国の基準より極め 回答:環境対策課 て厳しい排水基準を遵守し、地域における企 にも規制が課されることとなったのを契機に、に取り組んできたところです。 規制の平準化の観点から,企業に対する排水 基準の見直しを要請したい。

霞ヶ浦の水質浄化対策については、これまで 業の社会的責任を果たしてきたが、霞ヶ浦水│工場・事業場の排水規制をはじめ下水道整備等 質保全条例が改正され、幅広く家庭や農家等の生活排水対策、環境にやさしい農業の推進等

> こうした対策により、霞ヶ浦に流入する河川 の水質は改善してきたものの、湖内の水質は、 平成19年度CODで8.8mg/Lと未だ改善 に至っていない状況です。

> このため、平成19年3月に「第5期霞ヶ浦 水質保全計画」を策定し、さらにこの計画の実 効性を確保するため、同年10月に霞ヶ浦流域 の全ての者に適正な排水処理を義務付けた「霞 ヶ浦水質保全条例」を施行し、工場・事業場の

排水基準の適用範囲を日排水量20m3から10 m3まで拡大するとともに、一般家庭における高 度処理型浄化槽の設置、農地への適正施肥の実 施、家畜排せつ物の適正処理などの義務付けを 行い, 例外なき汚濁負荷の削減に取り組んでい るところです。

また、今年4月からは茨城県森林湖沼環境税 を導入し、個人から年額1,000円、企業か らは法人県民税均等割額の10%をご負担いた だき、森林の保全整備や霞ヶ浦をはじめとする 湖沼、河川の水質浄化を進めているところであ りますことから、県内企業の皆様には、「泳げる 霞ヶ浦」を一日も早く実現するため、引き続き 霞ヶ浦の水質浄化にご理解、ご協力いただきま すようお願いいたします。

(社)茨城県建築士事務所協会

団体・企業等からの意見

「茨城県土砂等による土地の埋め立て等の」回答:廃棄物対策課 規制に関する条例」第6条のただし書きに次 の項目を追加

め立てしたもの」

を受けているため。

規制等所管課での対応(方針)

山砂であっても自然的原因による土壌汚染の 可能性があり、土壌調査(汚染確認)を実施し 「都市計画法第29条の許可を受けたもので山|ていない山砂を開発区域へ移動することは、移 砂(建設現場等の再利用は除く)による埋|動先の環境に悪影響を及ぼす可能性があります。 このことから、都市計画法第29条の内容に (理由) 都市計画法において内容について許可 ついて許可を受けている場合であっても、山砂 による埋立てを適用除外とすることは困難です。

規制等所管課での対応(方針)

(社)茨城県宅地建物取引業協会

団体・企業等からの意見

○ 調整区域の沿道でコンビニを開店するにあ回答:建築指導課 たり、現在は1,000㎡までにしか許可がおりま せんが、大型車が駐車するケースが非常に多 の緩和をしてほしい。

都市計画法第34条第1号に該当するものと して許可するコンビニエンスストアは、主とし いので、敷地面積の限度を3,000㎡にするなど | て周辺の地域において居住している者の日常生 活のため必要な物品の販売の業務を営む店舗で あり、主として沿道を通行する大型車使用者が 利用する施設は、法の趣旨を鑑み、同法第34 条第1号に該当するものではないと考えており ます。

○ 調整区域のコンビニは現在、都市計画法第 回答:建築指導課 34条第1号許可店舗で敷地も1,000㎡以内とな ビスだけではなく、沿道サービスの店舗にも してよいのではないか。

コンビニエンスストアを都市計画法第34条 っておりますが、今ではコンビニは周辺サー 第9号に該当する施設として取り扱うことにつ いては、関連する関係各方面の方々のご意見も なっており、第34条9号許可建築物でも許可 伺いながら、慎重に検討すべきと考えておりま す。

○ 人口50,000人以上の自治体は、すべて農地 回答:農政企画課 転用をその自治体で許可するようにしてほし い。

農地転用の許可については、4ha超につい ては国が権限を有しており、4ha以下が県の 権限となっております。

このうち、2 h a 以下の農地転用については、 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に 関する条例に基づき、人口5万人以上の市に許 可権限が移譲できることになっています。

なお、2ha超4ha以下の許可については 国との協議が必要であることから県が行ってお ります。

○ 宅建業法第2条第2項に関して、まとまつ回答:建築指導課 た土地を売却したい地主が買主に売却する場 の免許が必要というのは非現実だと思われま |・運用の考え方」を示しております。 す。1年に1回程度で、10区画以下の小規模 たもらいたい。

宅地建物取引業法第2条第2項に関しては、 合,仲介業者が関わっても,売主に不動産業 国土交通省において,「宅地建物取引業法の解釈

それによると、①取引の対象者、②取引の目 の分譲については、通達等により行為を認め|的、③取引対象物件の取得経緯、④取引の態様、 ⑤取引の反復継続性 等の諸要因を勘案して総 合的に判断することとしております。

> 茨城県においても、この考え方により判断し ており、独自に緩和することは困難です。

○ 高速道路インターチェンジ入口付近半径 1 回答: 建築指導課 km以内の調整区域について, 運送業に限り, しい。

指定したインターチェンジから1 k m以内の 事務所、休憩所、倉庫の建築を可能にしてほ区域において、貨物自動車運送事業法第2条第 2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に 供する一定の施設について許可を行う基準を定 めて運用しております。

○ 不動産業の店舗を調整区域においても近隣|回答:建築指導課 地域住民のための店舗として、建築を許可し てほしい。

都市計画法第34条第1号は、市街化調整区 域といえども、そこに居住している者の日常生 活が健全に営まれるよう配慮することが必要な ので、この要請に応えるために必要なものは、 許可し得ることから規定されているものです。 本県では、当該開発区域の周辺の市街化調整区 域に居住する者を主たるサービス対象とすると 認められるものであるか、周辺の市街化調整区 域に居住する者が日常生活上必要とするサービ ス業であるか、との観点により許可対象の業種 を定めて運用しております。

○ 市街化調整区域の自己用住宅等の許可基準 回答:建築指導課 を緩和してほしい。特に建築物の連たん距離

連たん距離に関する規定は、散発的・蚕食的 について、建築物の敷地相互間の距離が概ね な土地開発により建築物の一定程度の集積が進 50m以下(最大で70m未満)とあるが、農村|まずに、既存集落の地域が発散・拡散すること 地域においては距離がもっと広くなっている を抑制するために設けているものです。なお、

のではないか。

距離の数値につきましては、本県の集落の特性 を踏まえて、通常の距離の規定(概ね50m) を最大70mまで緩和して運用をしているとこ ろです。さらなる緩和を行うことについては、 連たん距離の規定を設けた趣旨に反することか ら、考えておりません。

〇 市街化調整区域内の駐車場, 特に運送業の 場合には、駐車場内の安全管理、盗難防止等 ることを認めてほしい。

|回答:建築指導課

市街化を抑制すべき区域である市街化調整区 を図る観点から簡易建物(5坪程度)を建て|域の趣旨をご理解願います。なお, 指定したイ ンターチェンジ周辺や4車線道路沿道の区域に おいて、貨物自動車運送事業法第2条第2項に 規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する 一定の施設について許可を行う基準を定めて運 用しております。

○ 幅員12m以上の市・県道について、道路か回答:都市計画課 ら50mの範囲を第一種住居または準住居地域 きたい。

○ 包括承認基準4-身専属的許可を受けて建 回答:建築指導課 築した住宅の譲渡及び増改築の取扱いについ て、下記のとおり本基準の抜本的改正を望む。 ・第1(目的)について

譲渡後の増改築についてのみの規制にし、 譲渡そのものは規制の対象外とされたい。

・ 第 2 (適用の範囲) について

第2は事実上の許可基準であり、現行の規一設け、運用しているところです。 定では「・・・と認められること」、「・・・相当の ることを認める。」というような規定にするこ 迅速安全につながり、消費者の安全と安心が ので、ご了解願います。 より確保できると思われる。

このように許可基準を簡素化することは社 会的弊害にはならないと思われる。また、都 市計画法や都市計画法第34条の趣旨に反する でありましょうか。

幹線道路等沿道については、当該地域の都市 に規制を緩和し、店舗、事務所、配送センタ 構造上の位置、土地利用の現況及び動向、当該 一他建築可能となるようにして、土地の有効 | 道路の有する機能及び整備状況を勘案して用途 活用を図って地域の活性化をすすめていただ 地域の区域を市町村が主体となり、定めてまい ります。従いまして県では、市町村が地域の実 (現在既に上記用途地域となっているところは|情に応じた用途地域の指定を行うよう適切な助 言を行っていきたいと考えています。

市街化調整区域における開発許可のうち、特 に分家住宅等の一身専属的な許可は、申請者本 人が有する要件に基づいた属人的な許可である ことから、その許可上の地位を原則として第三 者には譲渡できません。このため、 例外的に譲 渡を認める場合の基準として包括承認基準4を

元の許可が一身専属的な許可である以上は、 事情があること」となっているが、単純化及 市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域 び客観的に改正し、例えば、「許可を受けた者 | の趣旨から、譲渡や譲渡後の増改築については、 がその住宅に3年以上居住したことを要件と|元の許可を受けた者に係るやむを得ない事情が し、そのことが登記簿謄本や住民票から推測 存する場合に限定されるものと考えております。 または確認されれば譲り受けた者が増改築す│やむを得ない事情については、単に居住年数等 の数値により一律に判断し得る性質のものでは とにより,不動産業者や金融機関が客観的に なく,個々の申請毎に個別に判断する必要があ 増改築の可否を判断することができ、取引の ることから、現行の基準内容となっております

現行の厳しく不明瞭な許可基準では適正価 格での取引が困難となり、止む無く不当に安 価な取引に応じているのが現状であると思わ

以上のことから、(適用の範囲)を定める第 2を客観的且つ単純な規定に改正し、取引の 安全、消費者の保護、地域の活性化を図るこ とを強く要望する。

2 企業(工業団地連絡協議会幹事社)

※名称の非公開を希望している工業団地連絡協議会につきましては、名称を掲載しておりません。

団体・企業等からの意見

○ 工場敷地内に「直売所」の併設許可をいた 回答: 建築指導課 だければと考えます。工業団地という性格上. 様方に販売できないかと考えている。

規制等所管課での対応(方針)

仮に、工場敷地が用途地域のうち工業専用地 「営業行為はできない」ことは承知している 域の指定を受けていた場合、直売所(物品販売 が、ごく限られた商圏設定のもと、近隣の皆業を営む店舗)は、建築基準法の規定により、 原則として建築は禁止されます。ただし、工業 の利便を害するおそれがないと認めて知事が許 可した場合には、例外的に建築が認められるこ とがあります。

笠間市稲田石材団地協同組合

団体・企業等からの意見

〇不動産取得税について

当組合は, 高度化資金の融資を受けて, 集団 化事業を実施した。事業用地の取得にあたって 不動産の取得に対し、当該不動産の取得者に課 は、茨城県の指導により、取得者を組合名義とする税金です。 し、不動産取得税は、各組合員が占有する土地 面積に応じた金額を負担し納付した。

金の償還が完了しなくとも名義の変更は可能) それぞれの組合員が、組合から自分名義に変更|願います。 する際、現行県条例では、再び不動産取得税が 課税されることとなり,不動産取得税の二重課|る事業の共同化等を推進するため,組合が不動 税ではないか、との不満がある。

この是正について要望する。

規制等所管課での対応(方針)

回答:税務課

不動産取得税は、地方税法の規定に基づき、

ご要望の事例につきましては、当初組合が不 動産の所有権を取得し、その後、組合員に所有 時を経て、高度化資金償還終了後、(高度化資 権を移転したものであり、それぞれに対し不動 産取得税が課されることとなりますのでご理解

> なお、地方税法においては、中小企業におけ 産を取得した日から5年以内に組合員に譲渡し た場合には、組合への不動産取得税の納税義務 を免除する規定が設けられており、組合の取得 の段階と組合員の取得の段階で二度課税される ことのないように、組合の取得に対しては納税 義務を免除することとしております。

団体・企業等からの意見

○産業活動の活性化及び雇用機会のための県税│回答:税務課 の特別措置

付きであることから、特別措置の期間延長をお 業税・不動産取得税)の課税免除措置について 願いしたい。

○固定資産税評価額の償却限度額の撤廃

平成19年度税制改正により、法人税法におい 地方税については限度額が残ったままのため. 撤廃をお願いしたい。

(償却可能限度額

法人税 1円 ≠ 地方税 取得価格の5%)

規制等所管課での対応(方針)

平成15年度から実施している産業活動の活 上記特別措置は平成21年3月31日までの期限 性化及び雇用機会の創出のための県税 (法人事 は、対象事業や課税免除の適用要件等である従 業員の範囲を見直し、平成23年度末まで適用 期間を延長しております。

回答:市町村課

平成19年度税制改正において、固定資産税の ては償却資産の償却可能限度額が撤廃されたが | 償却資産の評価方法については、下記の理由か ら、法人税の減価償却制度の見直しに合わせる ことなく、現行の評価方法を維持することとさ れたところです。

> つきましては、当該趣旨を踏まえご理解をお 願いいたします。

- 法人税は、毎年度の収益に対して課税する ものに対し、固定資産税は資産の保有と市町 村の行政サービスとの受益関係に着目し、そ の資産価値に対して毎年度課税するものであ り、税の性格が異なること。
- 法人税における減価償却は、損益計算にお いて投下した資本を費用化するために行うも のであり, 固定資産税の評価における減価は, 資産価値に応じた課税を行うため資産の現在 価値を求めるために行われるものであり、減 価の趣旨が異なること。
- 固定資産税における評価においては、資産 が事業に使用されている限り、一定の価値が あると考えられ、全額償却するという減価の 方法は資産課税としての性格に合わないもの であること。

○使用済み (微量) PCB入り電気品の保管に 回答:廃棄物対策課 関する規制緩和

関する国の方針が決定するまでの間、事業者が 物処理法) に基づく特別管理産業廃棄物に該当 特定の要件を満たす貯蔵所を整備し、保管する ことが義務づけられている。使用済み(微量) PCB入り電気品の増加に伴い、保管場所確保 | 引き続き、適正な保管管理をお願いいたします。 に苦慮しており、国の方針決定までの間、貯蔵 所の要件、保管方法について県独自の規制緩和 を検討いただきたい。

使用済み(微量) PCB入り電気品について 使用済み(微量) PCB入り電気品の処分に|は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄 し、廃棄物処理法に基づく特別産業廃棄物処理 基準に従って保管管理する必要がありますので,

〇医療福祉費支給制度(マル福)

〈現状〉

村より医療費が還元(給付)されている。健康 保険組合にも医療費給付制度がある。しかし、 健康保険組合には、マル福情報が無く、対象と なる条件(年齢・所得制限・給付内容等)が異│応について調整を行いたいと考えております。 なり、対象者を特定する事が困難であることか ら、同一の医療費に対し、「市町村から医療費還」の際に、被扶養者等のマル福受給の有無につい 付」と「健康保険組合からの給付金」が二重に | て確認をお願いできれば幸いです。 支払われているケースが発生している。

〈影響〉

市町村から医療費還付を受ける場合は、健康 保険組合からの給付を止める必要がある。しか し、健康保険組合が事態を把握する時点では、 二重払いが発生した後となる(病院からのレセ プトが3ヶ月後着のため)健康保険組合は、後 日、本人へ連絡し、給付金の返還依頼を行って いるが、返還も金額によっては分割の事態もあ る。

〈改善〉

マル福対象者及び非該当となった者の連絡を 本人へ連絡すると共に、本人が加入する保険者 (健康保険組合) にも連絡をお願いしたい。

または、全国の各マル福制度が一覧できるホ ームページ等を作成して頂きたい。既存でその ようなホームページがあれば教えて頂きたい。

- 工業団地内の道路は交通量が多いせいもあ 回答:道路維持課 り轍等の損傷が大きいため、補修のサイクル を短くできないか。
- 工場立地法・建築計画及び建築基準法に定 回答:事業推進課 める
 - ①緑地および環境設備面積(25%)の緩和
 - ②生産設備(40%)の緩和
 - ③建ペい率(60%)の緩和

〈背景〉

今後設備の増設を検討するにあたり、①お の制限も支障となる可能性がある。

回答:厚生総務課

マル福制度については、市町村条例に基づき、 医療福祉費支給制度(マル福)対象者に、市町 各市町村で医療費助成を行っているところです。 基本的には、各市町村のHPでマル福制度内 容の確認が行えるようになっておりますが、県 としても、二重給付とならないよう市町村と対

また、健保組合におかれましても、資格確認

限られた予算のなかでありますが、現地を精 査のうえ優先順位をつけて、効率的かつ重点的 な維持補修に努めます。

緑地率及び環境施設面積率の緩和については、 昨年施行された企業立地促進法において、市町 村が条例を定めることにより工場立地法の緑地 率を緩和することができる特例措置が設けられ

具体的には、企業立地促進法に基づく計画を よび②は大きな障害となる。また、当社の生 市町村等を構成員とする協議会が策定した場合 産設備は全て、建屋内設備であり、建ペい率│に、地域の実態に即した緑地率等の緩和を条例 で定めることができることとなっています。

> 県内では、すでに潮来市及び古河市において 緑地率等が緩和されております。

生産施設面積率の緩和については、今年5月 に緩和が行われ、従来業種ごとに15%~40%に規 制されていたものが業種ごとに30%~65%に緩和 されています。

回答:建築指導課

建ペい率の規定は、良好な市街地環境の整備 を図るため、通風、日照、採光、防災等の観点 から、地域の特性に応じて、敷地内に一定の空 地を確保することを定めたものです。法律の趣 旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

〇工業用水の権利枠の返却

現在、当社では、工業用水を使用していない が、権利枠を保有している関係上約40,000千円/ 年の負担をしており、経営上大きな負担となっ ている。

回答:企業局業務課

工業用水道は、企業局が先行的に施設を建設 し、企業に対して工業用水を供給しているとこ ろですが、この施設整備に当たっては企業債を 借り入れて実施しており、その償還については 料金収入により行われております。

このため、安定的な事業運営及び工水供給と いう観点から、本県では申込水量全量について 責任をもって引き受けていただくという責任水 量制により事業を運営しております。

仮に、契約水量の減量を認めると、これに係 る水源費等の負担は結果的に料金の引き上げと いう形で他の企業が負担することとなってしま います。

現状では、他の企業に承継する場合を除いて 減量は原則として認めておりませんが、給水区 域からの撤退等により工業用水を使用しなくな った場合など、清算による契約解除を認めてお ります。

また、今後は、国や他県の動向を踏まえたう えで、経営に影響を及ぼさない範囲での減量の 方策等について、検討していきたいと考えてお ります。

〇鹿島臨海都市計画下水道条例

排水設備等設置計画書の提出、工事完了後、 完了届を提出することになっている。両方とも一最終的な出来形を確認し、県の下水道施設の維 設備の図面を添付している。計画書通り工事が|持管理に必要なため提出をいただいているもの 完了した場合, 完了届には図面の添付なしとし, 完了届1枚の提出にしてほしい。

回答:下水道課

完了届に添付する図面は、排水設備等工事の です。

ご意見ありましたことにつきましては. 行政 手続の簡素化を推進する観点から、完了届の届 出の際に計画図面と変更がない場合には、図面 を再度添付しなくともよいよう、今年度中に規 則(茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例施行規 則第8条)を一部改正したいと考えております。

団体・企業等からの意見

〇工業用水

工業用水道料金の引下げ、料金制度の見直し に向けた計画的な施策の実施をお願いしたい。

規制等所管課での対応(方針)

回答:企業局業務課

本県の工業用水道料金は、全国水準から見て 割高になっておりますが、それは次のことが主 な要因と言えます。

- 〇水源開発に多くの費用を要したこと
- 〇工水の施設整備が比較的後発となったこと により建設費が嵩高し、それに伴い現在多 額の起債額を抱えていること
- ○整備エリアが広域になり、配管整備等に多 額の費用を要したこと

このため、これまで中期経営計画を策定し、 維持管理費及び人件費の削減・合理化、高金利 企業債の低利資金への借換えや企業債等の繰上 償還による資本費の低減など経営の健全化に努 めてきたところです。

しかしながら、県西広域及び県南広域など経 営状況の極めて厳しい事業については、一般会 計からの財政支援を受けて経営改善を図ってい るところであり、現行料金にとどめておくこと が精一杯という状況にあります。

料金につきましては、今後も引き続きコスト 削減や企業債等の繰上償還等による資本費の縮 減に積極的に取り組むことにより経営改善を図 りながら、資本費の軽減効果が現れる時期を見 定めた上で、事業毎に順次対応していきたいと 考えております。

また、料金制度につきましては、安定的な事 業運営及び工水供給という観点から、本県では 申込水量全量について責任をもって引き受けて いただく責任水量制により事業を運営しており ます。しかしながら、企業においては景気低迷 や水使用の合理化などにより水需要が停滞し、 契約水量と給水量とに乖離が生じていることも 事実であります。このようなことから、今後は、 国や関係団体との連携を密にするとともに、他 の事業体の状況等を見ながら、節水対策などの 企業努力が反映されるような料金制度の適用が 可能かどうか検討していきたいと考えておりま す。

○緑地率の緩和

工場立地法では緑地率が20%となっているが、 とになったが、茨城県の場合は現状通りとなっ地率を緩和することができる特例措置が設けら

回答:事業推進課

昨年施行された企業立地促進法において. 市 規制緩和により県単位で緑地率を変更できるこ|町村が条例を定めることにより工場立地法の緑 ており、増築する場合、緑地率がネックになる れました。 こともあるので緩和してもらいたい。

具体的には、企業立地促進法に基づく計画を 市町村等を構成員とする協議会が策定した場合 に、地域の実態に即した緑地率等の緩和を条例 で定めることができることとなっています。

県内では、すでに潮来市及び古河市において 緑地率等が緩和されております。

団体・企業等からの意見

規制等所管課での対応(方針)

○規制改革(緩和)「環境面の工場立地法におけ」回答:事業推進課 る「緑地」の考え方」

屋上緑化、壁面緑化の施工も緑地面積に計上|来から緑地面積への算入が認められています。 できるよう見直ししてほしい。

屋上緑化及び壁面緑化の面積については、従

ただし、屋上緑化面積については緑地面積20% のうち5%分が上限になっており、壁面緑化につ いては垂直投影部分が緑地面積に算入されるこ とになっていますので、ご留意ください。

〇優遇措置

税関係で、法人県民税・固定資産税・法人事 業税で優遇措置を要望する。具体的には減税に|性化及び雇用機会の創出のための県税(法人事 よる優遇措置。その分を研究開発投資・設備投|業税・不動産取得税)の課税免除措置について 資に向けた新たな雇用創出に貢献したい。

回答:税務課

平成15年度から実施している産業活動の活 は、対象事業や課税免除の適用要件等である従 業員の範囲を見直し、平成23年度末まで適用 期間を延長しております。

この課税免除措置は、事務所等を新増設する ことに伴い直接増加する企業の税負担を軽減し、 企業が本県内に立地しやすくするという観点か ら法人事業税と不動産取得税についてその増加 分を課税免除することとしております。

なお、県民税については、県民(個人及び法 人)に地域社会の費用をその能力に応じて広く 負担を求めているものであり、このような会費 的性格を持つ税を免除することは適切ではない と考えております。

また、固定資産税の課税免除については、さ らに企業立地の促進を図るため、各市町村に対 し適用期間の延長、または新たに免除制度を講 じるよう要請を行っております。

○行政サービス「申請手続きの簡素化」

届出者において社長名及び捺印が必要なとこ ろを, 事業所長名及び捺印での提出を認めてほ や手続の簡素化, 事業活動の活性化を図るため, しい。

回答: 行革 · 分権室

各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上 各種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和 ・行政手続の簡素化を進めており、押印の見直 しについても、関係課と調整してまいります。

団体・企業等からの意見

〇緑地率及び植栽基準の緩和

(つくば地域の工業団地について)

原因となっている。

の融通性が不足することが考えられる。

らに緩和していくことも必要ではないか。

○屋外看板条例の緩和

屋外看板条例の規制により、企業の顔という べき表札や入り口の看板、工場の壁面に掲げる 看板まで規制を受けている。

工場の面積に応じた看板面積を定めてもよい「行っています。 のではないか。

だから、工業団地単位で見直しをしてほしい。

〇地下水の利用制限について

上水道・広域工業用水の利用を前提とした地 下水利用の条例改正を要望する。

い。

規制等所管課での対応(方針)

回答:つくば地域振興課

県では、筑波北部工業団地に立地いただいた 緑地管理費の負担が大きく、高コスト構造の|企業の皆様方と「環境景観協定」を締結してい ただいており、他にはない優れた景観を持つエ 建ペい率、容積率等の規制により事業拡大時 | 業団地として内外に知られるようになったとこ ろです。この景観を維持するために、引き続き 今後企業進出を推進していく予定であればさ 協定の趣旨をご理解いただきたいと存じます。

回答:都市計画課

屋外広告物については、茨城県屋外広告物条 例により、良好な景観形成、風致の維持及び公 衆に対する危害防止を目的として必要な規制を

表札や入り口の看板、工場の壁面に掲げる看 市条例ではあるが、県として誘致しているの 板は、県条例の「自家広告物」に該当するため、 通常の広告物が表示できない禁止地域にも表示 することができます。また、第1種禁止地域に おける自家広告物は、建築物の延べ面積に応じ て、表示できる合計面積が15㎡以下~90㎡ 以下に定められています。

回答:水・土地計画課

本県の県南西地域を含む関東平野北部地域は 地盤沈下の著しい地域であり、これらを未然に 工水が高価格のためそれを補う形で利用した|防止するため、本県においても昭和52年に「茨 城県地下水の採取の適正化に関する条例」を施 行し、県南・県西・鹿行地域の30市町村(一 部指定を含む。)を指定地域とし、一定の規模以 上の揚水施設によって大量の地下水を採取する 行為については、知事の許可を受けることとし、 地下水の保全と適正利用を図っております。

> 平成18年度の地盤沈下調査結果によれば、 つくば市や常総市など依然として地盤沈下傾向 は続いており、また、平成19年度の地下水位 観測調査結果の年間最低水位の前年比をみても、 半数以上の地点で横ばい傾向を示すなか、一部 上昇を示す地点はあるものの、約3分の1の地 点は水位の下降をみており、地下水の適正な利 用が必要と認められるところであります。

> 地盤沈下は、一度発生すればほぼ回復不可能 であり、建築物やガス・水道等の埋設物にも大 きな障害をもたらすため、今後も地下水位や地 盤沈下の状況を注視するとともに、本条例に基 づき、引き続き地下水の保全と適正な利用を図

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応(方針)
O県に提出する書類の場合の簡素化	回答:情報政策課
webサイトでの申請にならないものか。簡	申請を行う手続所管課においてオンライン化
単にすることで、手続が早く楽になると考える。	実施可能の判断があれば、「いばらき電子申請・
ご検討願います。	届出サービス」への追加を行います。

大生郷工業団地連絡協議会

現契約の内容では、今の不況下にはそぐわ このため、安定的な事なくなっている。 いう観点から、本県では 責任をもって引き受けて

いう観点から、本県では申込水量全量について 責任をもって引き受けていただくという責任水量制により事業を運営しております。

仮に、契約水量の減量を認めると、これに係る水源費等の負担は結果的に料金の引き上げという形で他の企業が負担することとなってしまいます。

現状では、他の企業に承継する場合を除いて 減量は原則として認めておりませんが、給水区 域からの撤退等により工業用水を使用しなくな った場合など、清算による契約解除を認めてお ります。

また、今後は、国や他県の動向を踏まえたうえで、経営に影響を及ぼさない範囲での減量の 方策等について、検討していきたいと考えております。

- ※ 今回提出があった以下のご意見につきましては、県の条例や規則などによる規制緩和及び手続の 簡素化に関する内容ではありませんので、回答は省略させていただき、今後の業務の参考とさせて いただきます。
 - O 特にありませんが、必ずしも規制緩和が、幼児や父母達によい影響ばかり与えているとは思 えません。
 - 全てのものに規制緩和をしてほしいと思います。
 - 同じような調査・報告が多い。政策に結びついているのか。

- 〇 県内で新たに工場設備する企業、また県内に新規参入する企業などに対する茨城県独自の特別優遇措置導入
- O 港湾管理者が茨城県となっている鹿島港に関する各要望
 - ・外洋からの漂砂流入による航路埋没の進行防止、対策強化、土砂処分地の確保など
 - ・鹿島港浚渫負担制度の見直し(浚渫費用における国負担率増加、県による負担開始)
 - ・鹿島港静穏度向上対策の実施
- 〇 鹿行地域の工業用水水質向上についての施策強化(現在,藻発生対策として取り組んでいる 取水時の塩素濃度対応などの継続強化)
- 〇 守谷などTX沿線と県央道が交差する地域は、企業立地促進法に基づく計画が策定されていない。今後、産業集積の形成及び活性化が見込まれる当地域において、企業立地促進法に基づく計画の策定により、産業活性化の促進を図ることを要望したい。
- 〇 住所地の都道府県で医療機関を受診した場合と他県で受診した場合とでは、医療費の取扱方 法が異なることから全国共通のものとして統一して頂きたい。
- 工場周辺に鹿島開発で自治体が保有する用地(高圧線下敷)があります。緑地としていますが、放置されているため雑草が伸び放題になっており、美観上好ましくない。定期的に草刈り等の手入れをしてほしい。
- O JRひたち野うしく駅から福田工業団地方面への大型トラック, バスがすれ違える最短ルートの整備を要望します。
- 街路灯が少なく、暗く危険であるため、街路灯を増やしてほしい。